

参加無料

わたしたちとの
新しい約束を
ぜひ、知ってください

フリーランス法説明会

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

日時

令和6年 8月29日(木)
14:00~16:00

会場

ユー・アイふくい 多目的ホール
(福井県福井市下六条町14-1 福井県生活学習館)

2024年11月1日より施行されます

フリーランス・事業者間 取引適正化等法


この法律は、フリーランスの方が
安心して働ける環境を整備するため、
フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の
取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を
図ることを目的として制定されました

フリーランスに対して業務委託する
発注事業者には守るべき義務があります

※「フリーランス」については裏面参照

参加
お申込みは
こちらから



【主催】  福井労働局・ふくい働き方改革推進支援センター

お申込みに関するお問い合わせは—
TEL:0120-14-4864

裏面に記入してFAXでお申込みいただくこともできます▶

フリーランス・事業者間取引適正化等法

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの (例) ●企業に属さず個人で働く方 ●従業員のいない法人(例:一人社長) ●一人親方と言われるような、建築・建設現場の職人
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引している」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

フリーランス法説明会 参加FAX申込書

FAX番号: 0776-33-2833

(ふくい働き方改革推進支援センター)

所属		
職氏名	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名